

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の改正（案）の
意見公募手続の結果

1. 募集期間：令和6年9月24日（火曜）～10月24日（木曜）

2. 提出意見数：5件（4通）

3. 意見の概要と神戸市の考え方

（1）規則改正案に対する意見

NO	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	神戸市内での盛土状況では、盛土法の施行により大変厳しくなりました。しかしながら、土地改良事業については、対象外で盛り土施工しても管理されていない物件や不法投棄、許可地区外への埋立など様々な問題が起きている様に思われます。 縦割り行政の枠を超えて防災課が管理される事は、良い事とは思いますが。兵庫県林地開発等(神戸土木事務所)ともタイアップ協力してパトロールの相互連絡協力により、もっと効率化して防災活動されたら良いと思います。 計画土量と搬入土量の管理の報告は不法投棄なければ当たり前であると思いますので、項目の追加も適当と考えます。	ご指摘のとおり、いわゆる盛土法では、許可を要する面積基準の見直しなど、規制の強化に繋がる改正が行われましたが、土地改良事業はその対象外です。また、市では、土砂条例にもとづき、土砂埋立現場への立入検査を行っていますが、土地改良事業は条例の許可対象外のため、立入検査の対象となっていないません。 このため、今回の改正により条例の許可対象とすることで、監視・指導の強化を図りたいと考えています。 引き続き、兵庫県を含む関係部局と連携を密にしながら、市民の安全・安心なくらしの確保に取り組んでいきます。
2	搬入土砂検査報告の見直しについて 本格的な土砂搬入前に、防災工事の進捗状況(擁壁・調整池等)報告が必要では 又、開発計画面積及び累計面積の報告は各報告書未提出のペナルティーの明記は	市では、土砂埋立現場に対し、立入検査を行い、土砂搬入前の防災工事の状況や土砂埋立の進捗状況を確認しています。 防災工事の状況や開発面積（土砂埋立面積）は、立入検査において、事前の届出と照らして目視等での確認することが可能ですが、埋立土量については目視での把握が困難であることから、今回の改正では、搬入土砂検査結果報告書において定期的な報告を求めようとするものです。 なお、各報告書が未提出の事業者に対しては、必要に応じて、条例の規定に基づく報告徴収等の権限を行使して指導を行います。
3	土砂の埋立てに際して保証金を予納する対象面積が5haから1haに引き下げることに対する反対の意見を述べます。 その理由は	①について 現在、市内では面積5ha未満を含めて多数の土砂埋立事業が実施されており、令和5年度には、5ha未満の埋立事業において、不適

①財産権の侵害になる ②市民に新たな負担を求めることを条例ではなく市長の規則制定権に基づく条例施行規則の改正をもって行うことは許されない。 ③神戸市内の土砂処分可能地が少なくなっており今後の土砂受け入れが困難になる。 以下、詳細を述べる。 ①については 1ha の面積の土地から保証金を積みねばならないとすると、その機会費用は莫大なものとなり、事実上土地の利活用ができなくなる。5ha から一気に 1ha に引き下げる根拠も明確ではなく、財産権を侵害することは明らかである。 ②このような大きな負担を強いることは、市民の権利を制約し義務を課することになり、本来条例によるべきところ、条例の施行規則の改正をもって行うことは憲法、地方自治法の趣旨に照らして許されないというべきである。 ③については、神戸市内の土砂処分状況に鑑みるに、土砂受け入れ容量が乏しくなっており、予納金の負担アップは、今後の土砂処分可能地の供給をはなはだしく阻害する。 違法な土砂処分は断じて許してはならない。 しかし、「角を矯めて牛を殺す」ことにならないよう、処分面積の適切な判断、保証金の金額の妥当性を客観的に明らかにした上で提案すべきである。 再考を求めたい。	正な埋立により防災上の危険が生じ、事業者が是正命令に従わず行政代執行に至る事案が発生しました。 このような状況を踏まえ、保証金預託の対象規模の引き下げが必要と判断したものです。保証金預託は事業を禁止するものではなく適正な事業履行を促すための制度であり、財産権の侵害にはあたらないと考えています。 なお、引き下げの範囲については、市内の残土処分場の多くが 1ha 以上であること、森林法において林地開発許可を必要とする事業規模を面積 1ha 以上と規定していること等を踏まえて設定したものです。 ②について 土砂条例では、保証金預託の規定そのものを条例で定めるとともに、対象要件や除外要件等の細目については規則で定めることと規定しています。 この度は、条例において規則に委任されている事項について、神戸市行政手続条例に基づく市民意見の募集を行うなど、適正な手続きを経て改正しようとするものです。 ③について 今回の改正は、不適正な埋立を抑止するためのものであり、適正な土砂埋立事業を禁ずるものではありません。また、現在の民間及び本市の運営する土砂埋立場の状況を考慮しても、この度の見直しによって今後の土砂受け入れが困難になるとは考えていません。 なお、保証金の金額については、土壤汚染に関する既往研究や環境省資料等に基づき、土砂埋立て事業における汚染土の割合及び汚染土の適正処理費用を条件設定し、盛土量 1 m³当りの保証金単価を定めています。
--	---

(2) その他の意見（土砂条例に関する意見）

1	企業として残土処分業を営む者としては、現	搬入土砂の土壌分析については、搬出場所
---	----------------------	---------------------

	在とても厳しい状況にあります。規制が厳しくなりすぎてるとも思います。適正に管理運営する業者には負担ばかりが増えております。 今回の条例規則の変更は良しとしても、適正に管理運営する業者に対しては小規模の残土処分には土質調査等の負担は軽減してほしいと思います。 水質試験は、以前は 1 年に一回が毎月調査しないといけないのも、優良業者にはその緩和処置をお願いしたいと思います。 残土処分少ないのに毎月の試験代は、負担が多く、搬入数量に対して例えば 10,000 m³に対して1回とか？1,000 m³以下なら三ヶ月に1回とか？試験回数の軽減をお願い致します。 民間業者の受け入れには、ダンプ 1 台でも土質調査必要は厳しすぎだと思います。これも撤廃お願いいたします。	ごとに土質が異なることから、搬入土量に関わらず搬出場所ごとの土壌分析を求めています。 排水の水質検査については、土砂に比較的高濃度に含まれやすい鉛、ひ素等の 4 項目について月一回の測定を求めています、それ以外の項目については年一回の測定とし、負担軽減を図っています。 これらの規制は、基準に適合しない土砂の埋立てによる環境汚染を未然防止し、市民の生活環境を保全する観点から必要なものと考えています。 汚染土砂の搬入による環境汚染が判明した場合、埋立事業者には命令、罰則等が適用されるだけでなく、その措置に多大な費用を要することにもなりますので、ご理解をいただきたいと考えています。 土砂条例の規制の内容については、今後も引き続き、市内の土砂埋立の実施状況等をふまえて検討していきます。
2	条例の追加も必要ですが建設局防災課・県神戸農林・県河川課等の連絡を密にしパトロールの強化及び強制力のある指導の方が必要では 優良な企業の負担が増えないような区別(指導回数によるランク付け等)工夫も必要では	土砂埋立事業の監視については、県神戸農林事務所や建設局防災課等とも随時情報を共有し、合同の立入調査や指導を適宜行っております。 指導回数による事業者のランク付け等は実施していませんが、指導事項の有無や報告書の提出状況等に応じて立入検査の頻度を変えるなど、土砂埋立事業の実施状況に応じた監視を行っています。 今後も引き続き、関係部局の連携を密にし、様々な工夫も行いながら、不適正な土砂埋立の防止に取り組んでいきます。